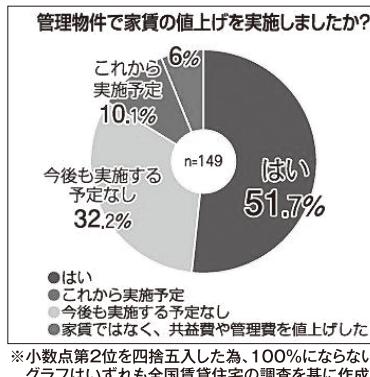


全国賃貸住宅新聞は、2024年1月20日～2月5日に全国の管理会社を対象として管理物件における家賃の値上げ状況の独自調査をオンラインで実施し、149件の有効回答を得ましたが、物価の値上がりに伴う賃貸住宅の運営コストに対応する為、家賃改定の動きが出始めています。

「管理物件において家賃の予定」が10.1%と、半数以上が上昇を実施又はその予定と答え、「家賃の改定ではなく、共益費や管理費を値上げした」という質問に対しても、「はい」が51.7%、「これから実施予定」が32.2%、「今後も実施する予定なし」が6%、「家賃ではなく、共益費や管理費を値上げした」という回答が6%でした。

「管理物件で家賃の値上げを実施しましたか？」  
n=149  
●はい  
●これから実施予定  
●今後も実施する予定なし  
●家賃ではなく、共益費や管理費を値上げした

「家賃の値上げ幅は東京都がトップ、値上げ幅は1,000～3,000円がトップ」



※小数点第2位を四捨五入した為、100%にならない。  
グラフはいずれも全国賃貸住宅の調査を基に作成。

既に値上げを実施した企業が家賃改定を行った時期は、「2023年」の66.2%が最多でした。また、具体的な家賃の平均値上げ額は、「1,000～3,000円未満」63.6%がトップで、次いで

「近隣物件の家賃相場が上昇しているから」という旨の回答が31.2%と続いたからと回答した企業が、新築が相場を引き上げているという声も上がっていました。

## 工事費増加に比例

家賃の改定を実施した理由については、「管理物件の運営コストが上がったから」32.5%が最多で、「近隣物件の家賃相場が上昇しているから」という旨の回答が31.2%と続いたからと回答した企業が、新築が相場を引き上げているという声も上がっていました。

「これから実施予定」と回答した企業については、「具体的な時期は未定」が最多の33.3%、「2024年内」が26.7%、 「2024年1～3月中」と「ここ2～3年を予定」が20%で、6割以上の企業が具体的な値上げ時期の方針を掲げている事も分かりました。

参考／全国賃貸住宅新聞2024年2月19日の記事より

# 51%が管理物件の家賃値上げ



2024年  
4月号

満」と「10%以上」がそれぞれ24%を占めました。

## 黒木代表のひとことコラム

不動産業界は今、市場の変化や新たなデジタル技術の導入、オンラインプラットフォームの普及等により、従来のスキルや知識だけでは対応しきれない新たな需要が生まれてきていて、それが「リスクリキング」はその重要なトピックとなっています。

更に、デジタル技術の進化による賃貸管理のプロセスや不動産取引も変化し続けていて、そのためのデータ分析やデジタルマーケティング等のスキルも必要不可欠で、環境問題や社会的なニーズの変化によるサステナビリティやバリュープロポジションを再考するスキルも重要なファクターです。

会社の成長を実現する為の「リスクリキング」を成功させるには、従業員の行動のみに頼るのでなく、組織文化の変革や従業員のスキルアップを支援する新たな学習環境の整備も必要だと思います。



# ケイアイホームのスタッフを中心に、グループ各社・各事業部のスタッフを紹介いたします。



今回は、(株)ケイアイホーム 情報戦略部岡山リーダー 藤井志織編です。

私は2020年2月号で一度取材して頂きましたが、当時はウェブを見たお客様からの問い合わせに電話応対をしたり、ウェブの情報を更新したりする反響チームの一員でした。現在は情報戦略部という名称に変わりましたが、やっている仕事内容はお問い合わせの対応が無くなつた事を除けば当時とあまり変わつていません。電話応対はさすがに慣れたものの、物件情報の登録には今でも神経を使います。特に家賃等の登録間違えだけは想像しただけでもゾッとします。この時期は一年で一番の繁忙期なので、息つく暇もなく大量の物件情報を登録しなければなりません、間違いがないか何度も確認をしていますが、当社が導入しているAOSというシステムは物一括して管理出来る優秀なソフトなので、上手く使いこなせるようになりますが、土地の広さ



(株)ケイアイホーム 情報戦略部岡山  
〒702-8038 岡山市南区松浜町15-38

新入生すぐAOSを使えるように、分かりやすいマニュアルを作りたい。

なればなるほど、色々な作業が合理的に出来て、業務の効率化が可能になつてきます。

繁忙期の後になると

思いますが、出来るだけ

早い内にAOSの分か

りやすい使用マニュアル

を作り、そうする事で新

人に少しでも早くAO

Sを使いこなしてもら

い、全体の作業スピード

を上げて行きたいと

思っています。

繁忙期以外は休みも

きつちり取れていますの

で、休日はもっぱら趣味

の旅行を楽しんでいま

す。旅行のお目当てとし

ては、明治から大正、昭

和初期のモダン建築を

観てまわります。また、

その時代の小説も大好

きで、中でも川端康成の

ような美しい文章を読

されています。(笑)

Vol.45「小規模宅地の特例」編

相続の不安や疑問・心残りなど、潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

# 相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

今回は、「小規模宅地の特例」についてですが、亡くなつた方が自宅として住んでいた土地に対しても、相続できる特例です。

この特例は税理士に相談した際ににおいても、最初に提案される内容だと思われますが、相続の現場では不動産資産が全体資産の約70%を占めると言われている為、節税を主とすると遺産割合がお一人に集中してしまって、皆に公平な遺産分割が難しくなる事も多々あります。

当社の家族会議コンサルティングでは、「節税」、「遺産分割」、「各人の感情」等を含めた多くの選択肢から、「相続に関する人」が納得できる最適解へと導きます。

「相続を考える」ということは、「家族の幸せを考える相続」をプロデュースします。 松下浩仁



「家族の幸せから考える相続」をプロデュースします。 松下浩仁

具体的な特例内容の例としては、仮に土地の評価額が5,000万円だとすれば8割引き(1,000万円)の土地評価となりますが、土地の広さ

①配偶者  
②同居親族  
③3年以上借家暮らしの別居親族

ですが、「家を持つている所有している方」は使えない特例です。  
親が実家で1人暮らしをしていて、子供達は全員独立し自宅を所有している場合は、この特例は使えません。しかし、お一人でも借家暮らしの方がいればその方は特例の対象となります。

当社の家族会議コンサルティングでは、「節税」、「遺産分割」、「各人の感情」等を含めた多くの選択肢から、「相続に関する人」が納得できる最適解へと導きます。

## 全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

## ■全国信贷物件家数動向

全国賃貸物件販売実績		1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		6年1月未収支
都道府県	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準	
埼玉県	55,225	2.0%	64,453	-0.7%	76,625	3.0%	61,710	1.2%	81%	
千葉県	55,004	1.6%	60,937	0.6%	74,737	2.3%	59,408	1.6%	78%	
東京都	72,802	6.0%	90,167	4.2%	99,749	7.8%	76,270	5.5%	100%	
神奈川県	58,235	-1.1%	77,285	0.7%	86,962	0.6%	65,681	-0.4%	86%	
愛知県	50,510	-5.9%	54,908	-2.9%	64,056	0.2%	53,882	-3.4%	71%	
奈良県	43,729	-4.7%	53,462	-9.9%	70,952	20.0%	52,411	-2.1%	69%	
京都府	55,395	3.1%	70,059	-3.1%	78,738	-0.1%	59,387	2.2%	78%	
大阪府	55,787	-0.4%	71,187	5.4%	76,453	0.0%	60,836	0.6%	80%	
兵庫県	51,249	2.2%	66,040	11.9%	78,827	13.5%	58,324	4.3%	77%	
鳥取県	42,015	7.6%	50,988	8.9%	62,244	8.4%	47,696	9.4%	63%	
岡山県	45,525	-1.3%	55,766	-0.8%	64,789	2.1%	51,260	0.4%	67%	
島根県	46,497	-1.9%	53,908	0.6%	57,741	-4.8%	50,866	-0.5%	67%	
広島県	47,922	1.2%	60,257	1.7%	67,812	-0.7%	54,077	2.7%	71%	
山口県	40,292	-1.6%	50,121	-3.1%	57,097	-5.3%	46,127	-3.9%	60%	
徳島県	43,244	-6.3%	46,679	-6.3%	64,588	-3.9%	50,196	-3.4%	66%	
香川県	42,283	-2.9%	48,228	-2.1%	56,787	1.3%	46,468	-2.2%	61%	
愛媛県	40,471	-1.4%	50,536	-0.6%	57,121	2.4%	46,585	-0.6%	61%	
高知県	42,131	1.4%	55,927	3.7%	63,824	6.0%	49,001	2.4%	64%	
福岡県	49,832	3.0%	66,840	5.2%	72,024	1.3%	58,145	3.8%	76%	
全国	52,015	1.8%	59,634	0.8%	68,285	0.9%	56,310	1.7%	74%	

※資料出所：(株)全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

#### ■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

■85各様から当グループへの物件問い合わせ実質動向(参考)						6年1月末調査			
所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
広島市/廿日市	52,147	5.6%	70,210	7.9%	88,305	53.5%	61,941	7.7%	81%
三原市	46,399	-5.9%	56,922	9.6%	66,833	31.6%	54,589	7.5%	72%
福山市	45,572	-2.8%	54,007	0.4%	65,118	23.1%	51,643	-2.4%	68%
倉敷市	46,363	-2.0%	55,382	-0.1%	65,935	-8.5%	53,701	-4.5%	70%
岡山市	45,273	0.5%	54,721	-1.6%	72,993	6.0%	52,440	2.1%	69%

# 賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 118



岡山さくら税理士法人  
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちは。「令和6年度税制改正(案)」についてシリーズでお伝えしています。主な改正項目は、①定期額減税、②低所得者への給付措置、③児童手当対象拡大と扶養控除縮小、④住宅ローン減税の拡充、⑤ひとり親控除拡充、⑥生命保険料控除の拡充、⑦中小企業向け賃上げ税制の拡充の7つです。前月と今月で①定期額減税をご説明します。

【減税対象者】A本人+B配偶者・扶養親族。いずれも国内居住者で、Bは扶養の範囲内が原則。所得制限があり、給与収入のみの場合で年収2千万円以下。

【減税額】A本人：所得税3万、住民税1万。B配偶者・扶養親族：所得税が一人3万、住民税が一人1万。

【減税方法】(1)給与所得者：前月号を参考。(2)年金受給者：

所得税は令和6年6月1日以後に支払われる年金の源泉所得税から、 $A+B$ の所得税減税の合計額を控除する形で還付されます。1回で控除しきれない場合は次回以降の年金の源泉所得税から残額が順次控除されます。住民税は6月末期限の1期分から、 $A+B$ の住民税減税の合計額を控除する形で還付され、1回で控除しきれない場合は2期分以降から残額が順次控除されます。(3)個人事業者：所得税は7月の予定納税額から、 $A+B$ の所得税減税の合計額を控除する形で還付されます。1回で控除しきれない場合は、11月の予定納税額から残額が控除されます。予定納税額がない場合は、来年の確定申告で控除されます。住民税の還付方法は年金受給者と同じです。

「令和6年度税制改正（案）その3」